

# 一般社団法人日本ホルスタイン登録協会支部規程

制定	昭34.	4.	1			
改正	昭37.	4.	1	昭40.	4.	1
	昭46.	4.	1	昭51.	4.	1
	昭60.	4.	1	平 6.	4.	1
	平14.	4.	1	平26.	4.	1

第1条 一般社団法人日本ホルスタイン登録協会（以下「本会」という。）は、登録事務の円滑な運営を図るため理事会の決議により、必要と認めた都道府県に各一つの支部を置く。

第2条 支部は次の業務を行う。

- (1) ホルスタイン種牛の登録・証明に必要な事項
- (2) 会費の徴収・会員名簿の整理及び報告に関する事項
- (3) 登録委員についての申進及び報告に関する事項
- (4) 検定補助員の任免、委嘱又は解嘱及び報告に関する事項
- (5) 登録知識の普及向上に関する事項
- (6) その他登録業務の遂行上必要な事項

第3条 支部に支部長を置く。

支部長は、支部の推薦により、特別の場合を除き、会員のうちから会長が委嘱する。

支部長の任期は2年とする。

支部長は、会長の命を受けて支部の業務を掌握する。

第4条 支部に顧問及び評議員各若干名を置くことができる。

顧問及び評議員は支部長が委嘱する。

評議員は、会員のうちから選任するものとし、任期は2年とする。

評議員は、評議員会を組織し、支部の業務に関して、支部長の諮問に答申し又は意見を具申することができる。

第5条 支部に職員若干名を置き、支部長が任免する。

支部職員の服務及び給与に関しては支部長が定める。

第6条 支部長は、毎年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を作成し、毎年6月末日までに会長に報告するものとする。

本会は、支部の経理及び業務執行の状況について随時監査を行う。

第7条 支部は、独立会計とし、その経費は次に掲げるものから支弁する。

- (1) 事業又は財産から生ずる収入

- (2) 会員の醸出又は寄付金品
- (3) 本会の交付金
- (4) 都道府県等の助成金又は補助金
- (5) その他の収入

第8条 支部は、次の帳簿を備え随時会員の請求により閲覧に供する。

- (1) 登録の台帳又はその写し
- (2) 事業台帳
- (3) 財産台帳
- (4) 出納帳及び預金通帳
- (5) その他必要な書類

第9条 支部長は、支部の業務運営上必要と認めた場合は、適当な地に支所又は出張所を設けることができる。

この場合、支部長は、その名称、事務所の所在地及び設置年月日をすみやかに会長に報告しなければならない。

第10条 会長が支部存続の必要がないと認めたときは、理事会の決議により閉鎖する。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の設立の登記のあった日（平成26年4月1日）から施行する。